

申 請

平成 23 年 4 月 10 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

茨城県知事
橋本 昌



原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 3 月 23 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。

①茨城県において産出された原乳

解除を申請する理由：別紙参照

- ・検査計画（別紙 1）
- ・検査実績（別紙 2）
- ・解除後の検査計画及び出荷管理（別紙 3）
- ・解除検査の地域区分（別紙 4）
- ・解除後の検査の地域区分（別紙 5）

【検査計画】

1 地域区分及び地域に属する市町村

地 域	地域に属する市町村
里美 CS	日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市(一部), 大子町,
県央 CS	常陸大宮市(一部), 水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 銚田市, 行方市(一部), 土浦市, 石岡市, かすみがうら市, 桜川市(一部), 東海村
本新酪農組合	稲敷市(一部)
利根酪農組合	潮来市, 行方市(一部), 鹿嶋市, 神栖市, 稲敷市(一部), 河内町, 利根町
県西 CS	美浦村, 阿見町, 稲敷市(一部), 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, つくばみらい市, 桜川市(一部), 古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 八千代町, 五霞町, 境町

2 試料の採取単位

県内を5地域に分け、里美CS地域、県央CS地域及び県西CS地域においては、原乳をCSへ仕向けることとし、各生産者の生産量の一定割合を集乳車で集乳して各地域のCSへ搬入する。その後、県職員がCSからサンプルを採取する。

また、本新酪農組合地域及び利根酪農組合地域は、乳業工場への直送地域であるが、出荷制限下において出荷先の乳業工場（協同乳業千葉工場、明治守谷工場、関東乳業）でのサンプル採取が困難なことから、当該乳業工場に直接出荷している全ての生産者から生産量の一定割合を集乳車で集乳し、県職員が集乳車からサンプルを採取する。

【H23.2 県酪連調べ】

地 域	採取場所所在地	出荷農家数	搾乳頭数
里美 CS	常陸太田市	49戸	約1,500頭
県央 CS	笠間市	260戸	約13,400頭
本新酪農組合	稲敷市	14戸	約800頭
利根酪農組合	河内町	34戸	約800頭
県西 CS	常総市	134戸	約5,100頭
合 計		491戸	約21,600頭

3 検査日程

- ・第1回 平成23年3月30日（水）
- ・第2回 平成23年4月5日（火）
- ・第3回 平成23年4月10日（日）

4 検査日程の考え方

(1) 3月30日（水）

県央 CS 地域及び利根酪農組合地域での検査に当たり、出荷自粛指示時点での放牧をしていた牛（以下、「放牧牛」という。3月30日時点では畜舎内の飼養管理に移行した。）を除いて検査を行った。この際、暫定規制値を上回った放牧牛を除いた検査結果が有為かどうかが問われるが、

- ①放牧牛から生産される乳量の割合は、各地域の全乳量の 0.2%（県央 CS 地域）及び 5.2%（利根酪農組合地域）と少量であること、
- ②4月5日に放牧牛を含めて検査を行った結果、放射性ヨウ素、放射性セシウムとともに、3月30日の検査データを大きく下回ったこと、
から、3月30日の時点で放牧牛を入れた検査を行っていたとしても 100Bq/kg を超えないことが十分合理的に推測される。このため、3月30日（水）を1回目とした。

(2) 4月5日（火）

3月30日（水）より概ね1週間後の6日目にあたる4月5日（火）に検体を採取し、検査した。

(3) 4月10日（日）

4月5日（火）より概ね1週間後の5日目にあたる4月10日（日）に検体を採取し、検査した。

【直近の検査結果】

4月10日に行った、【検査計画】3の里美CS、県央CS、本新酪農組合、利根酪農組合及び県西CSから採取された原乳の検査結果は、判明次第提出予定である。

【解除の考え方】

過去3回の検査結果は、以下のとおり3回とも100Bq/kgを大きく下回っている。

のことから、解除後の検査計画と出荷管理を添えて、出荷解除の申請をするものである。

茨城県産原乳の分析結果について

測定機関：茨城県環境放射線監視センター

地域	所在地	放射能濃度 (Bq/kg)					
		第1回		第2回		第3回	
		採取日	測定値	採取日	測定値	採取日	測定値
里美CS	常陸太田市	3/30	11	4/5	6	4/10	
			検出せず		検出せず		
県央CS	笠間市	3/30	18	4/5	6	4/10	
			4		2		
本新酪農組合	稲敷市	3/30	23	4/5	11	4/10	判明次第 入力
			3		1		
利根酪農組合	河内町	3/30	39	4/5	18	4/10	
			8		6		
県西CS	常総市	3/30	10	4/5	5	4/10	
			2		1		

【解除後の検査計画及び出荷管理】

1 解除後の検査計画

解除後、県は定期的な検査を行い、酪農・乳業関係者が一丸となって安全安心な原乳及び牛乳・乳製品を供給する。

- (1) 検査 約1週間ごとに定期的に検査を実施する。
- (2) 測定機関 茨城県環境放射線監視センター
- (3) 地域区分 3地域（里美CS、県央CS、県西CS）
- (4) 採取場所 CS

注：解除前に検査を行った本新酪農組合、利根酪農組合について、それぞれ県西CS又は県央CSへ集荷後、出荷する。

- (5) 採取実施者 県職員

(6) 原乳の保管管理

検査中の原乳は、検査結果が判明するまでCSで保管・管理し、県がこれを確認する。

(7) 暫定規制値を下回った場合の措置

県は検査結果を茨城県酪農業協同組合連合会（以下、「県酪連」という。）に連絡し、県酪連は、連絡を受けた後、原乳の出荷や製品の製造を開始する。

(8) 暫定規制値を上回った場合の措置

県は検査結果を県酪連に連絡し、県酪連は県職員立会のもと原乳を廃棄する。出荷規制の要否が判断されるまで、当該CSに属する市町村から、原乳の集荷（他のCSへの集荷も含む）を自粛する。

○解除後の地域区分及び地域に属する市町村

地 域	地域に属する市町村
里美CS	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市（一部）、大子町、
県央CS	常陸大宮市（一部）、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、鉾田市、行方市、土浦市、石岡市、かすみがうら市、桜川市（一部）、東海村、潮来市、鹿嶋市、神栖市、稲敷市（一部）、河内町、利根町
県西CS	美浦村、阿見町、稲敷市（一部）、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、桜川市（一部）、古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町、五霞町、境町

2 解除後の出荷管理等

県は、県酪連及び乳業関係者の協力を得て、原乳の流通を把握する。

(1) 出荷数量等の把握

県酪連は、CSにおいて受け入れた原乳について、出荷者名及び出荷量を確認して県へ報告する。また、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県へ報告する。

(2) 乳業工場での管理

乳業工場は、県酪連から受け入れた原乳を全て処理できない場合、県が指示する乳業工場へ出荷するとともに、当該乳業工場に出荷される原乳の出荷量及び用途について県へ報告する。

乳業工場は、解除後はじめて脱脂粉乳を製造する場合、出荷する前に検査を行い、規制値を下回っていることを確認する。

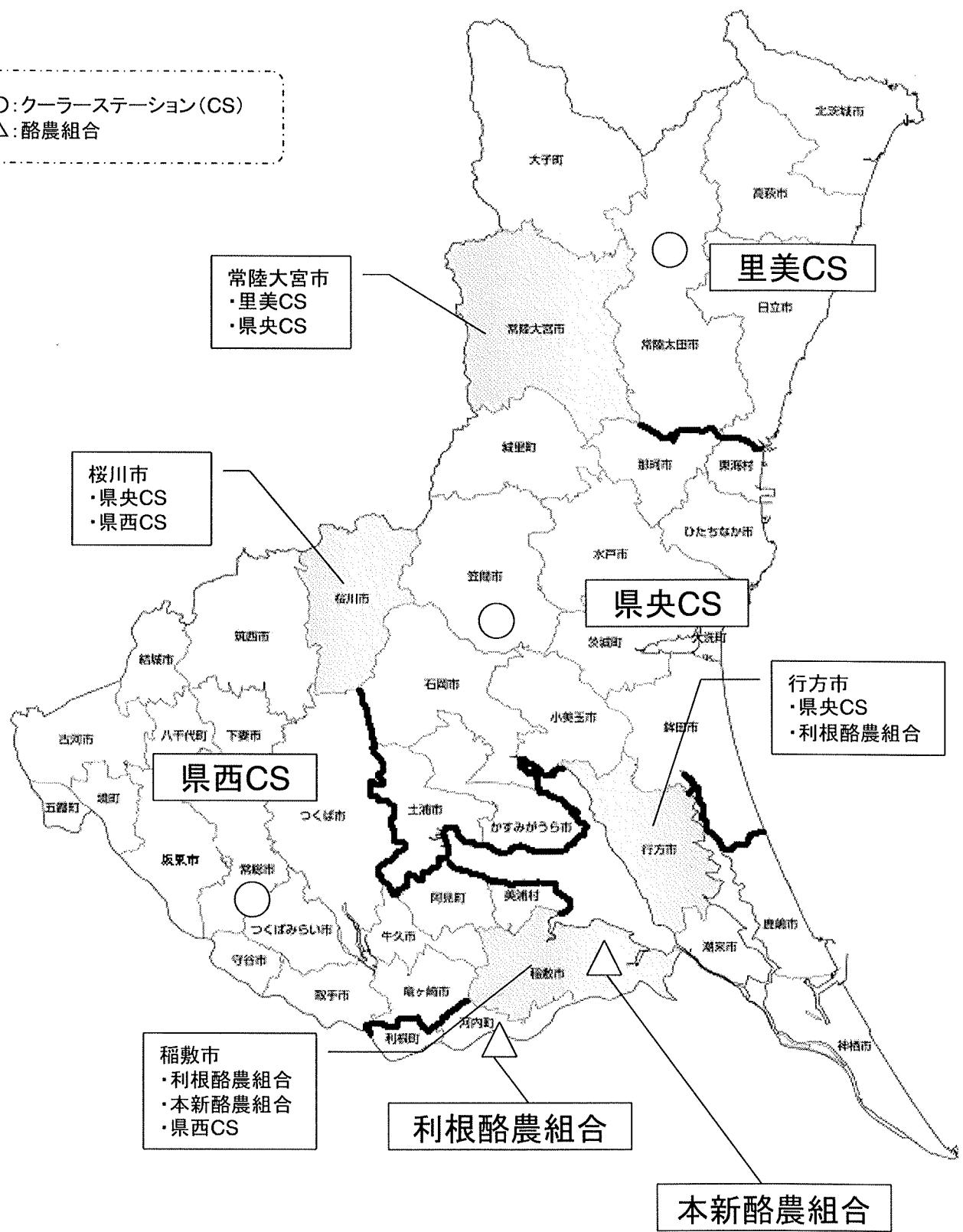
(3) 県と酪農関係者との情報共有と消費者等への情報提供

県は、酪農・乳業関係者と検査結果などの情報の共有化を図る。

また、県は、県内消費者、流通業者に対しても検査結果などの情報を適時・的確に提供する。

解除検査の地域区分

○: クーラーステーション(CS)
△: 酪農組合



複数のCS又は組合へ出荷している市町村

解除後の検査の地域区分

